

役員報酬等及び旅費規程

社会福祉法人 函館つくしっこ会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館つくしっこ会の定款第8条及び第21条に基づき、役員報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、次のとおりとする。

- 1 理事及び監事
- 2 評議員
- 3 評議員選任・解任委員

(報酬等の取扱い)

第3条 役員等に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償の支給)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1に示す額を費用弁償として日当を支払う。尚、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、支給しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、「別表1」に示す額を費用弁償として支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、支給しない。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、「別表1」に示す額を費用弁償として支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、支給しない。

(法人及び施設業務の費用弁償)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、「別表1」に示す額を費用弁償として支給する。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1に示す額を費用弁償として支給する。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、「別表1」に示す額を費用弁償として支給する。

(旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、つくしの子保育園旅費規程を準用する。

2 役員が議事録の署名など、軽微な短時間業務を行った場合は旅費として1回500円を支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、2017年4月1日より適用する。

この規程は、2017年12月1日より適用する。

【別表 1】

会議・業務内容	対象役員	金額	備考
理事会	理事・監事	3,000円	会議が1日に複数回あった場合は、1回分の支給とする。
評議員会	評議員	3,000円	
評議員選任・解任委員会	評議員選任・ 解任委員	3,000円	
内部監査・指導監査立 会	監事 理事長・理事	3,000円	
法人・施設業務	理事長・理事	3,000円	